

単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック（2021年2月IFRS-IC会議の概要）

IASB テクニカル・フェロー おかべ けんすけ
岡部 健介

はじめに

前号で「単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック」に関するアジェンダ決定案の公表についてご紹介しましたが、本稿では当該アジェンダ決定案に対するコメント及びそれを踏まえた2月のIFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）の議論の概要をご説明します。なお、文中の意見にわたる部分はすべて個人的見解であることをお断りします。

背景

IFRS-ICは、単一の資産を保有している子会社に対する資本持分を第三者に売却し、その後当該資産をリースバックする取引について、IFRS第16号「リース」のセール・アンド・リースバック（SLB）の規定を適用するか質問を受けました。

本件では、以下が仮定されています。

- (a) ある企業が、子会社に対して100%の資本持分を有している。
- (b) 当該子会社は、後述の取引の一定期間前に

設立されており、単一の資産（建物）のみを保有し、負債はない。

- (c) 当該建物は、IFRS第3号「企業結合」に定める事業の定義を満たさない。

この状況下で、企業は以下の取引を行います。

- (a) 子会社に対する資本持分のすべてを第三者に売却し、その結果、当該子会社に対する支配を喪失する。
- (b) 企業は、当該建物をリースバックする契約を締結する。当該リースに係るリース料は市場のレートである。
- (c) 建物の譲渡は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に定める売却として会計処理するための要求事項を満たす。
- (d) 売却価格は取引日現在の建物の公正価値と同額であり、帳簿価額を上回る。

当該取引に対して、企業がIFRS第16号のSLBに係る規定を適用すべきか否かが問われていました。IFRS-ICは、子会社の支配の喪失に対してIFRS第10号「連結財務諸表」を適用したうえで、IFRS第16号のSLBに関する規定を適用することで、売却から生じる利得を部分的に認識するという結論をアジェンダ決定案で示していました¹。

コメントレターの概要とスタッフ分析

本アジェンダ決定案に対しては、19 通のコメントレターをいただき、そのほとんどが SLB 規定を適用して売却から生じる利得を部分的に認識するという結果には同意していました。一方で、その結果に至る過程に複数の懸念が示されるとともに、基準設定プロジェクトをワークプランに追加すべきだという意見も多くありました。

多くのコメントレターが、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と IFRS 第 16 号の規定を両方適用することに対する懸念を示していました。IFRS 第 16 号を適用して売却から生じる利得を部分的に認識することが、IFRS 第 10 号 B98 項の支配の喪失に関する規定と相反するという指摘です。スタッフ見解としては、IFRS 第 16 号の SLB 規定の適用は、IFRS 第 10 号で処理される支配の喪失に係る取引の一側面（リースバック）を処理するために必要であり、両基準の適用は IFRS 第 10 号の定めと相反しないと考えています。

また、同様のことは、一般的な有形固定資産等の SLB 取引にも当てはまると考えられます。IFRS 第 16 号の SLB 規定には認識中止に関する具体的な定めがないため、例えば有形固定資産の SLB 取引を処理する場合には、IAS 第 16 号「有形固定資産」の関連規定を適用したうえで、SLB 規定を適用することとなります。ここで、IAS 第 16 号をはじめとする他の基準には相互参照が付されており²、当該他の基準の認識中止規定は IFRS 第 16 号の SLB 取引に該

当しない場合のみ適用されると定めている一方で、IFRS 第 10 号には同様の相互参照がないことを指摘するコメントも複数ありました。しかし、IFRS 第 16 号 BC261 項にも記されているとおり、法的な SLB と同様の経済効果を持つ取引にも SLB 規定を適用することとしており、すべての資産の移転が対象となり得ます。よって、相互参照がないことをもって、子会社に対する支配の喪失の結果として移転する資産に SLB 規定を適用することを妨げることはならないと考えられます。また、相互参照がなくとも、一見相反する 2 つの基準が適用されるケースは他にもあることもこの考えをサポートします³。

この他にも、アジェンダ決定案で取り上げた取引は単純すぎるため実務に即した他の取引を検討すべきであるというコメントなど、様々なコメントが寄せられましたが、テクニカルにはアジェンダ決定案に示された結論に同意するというスタッフ見解は変わりませんでした。一方で、IFRS 第 10 号と IFRS 第 16 号の間に相互参照がないことで、両基準の関係が不明瞭であるという懸念が多く聞かれたことは重視しました。また、過去に国際会計基準審議会（IASB）が同様の基準間の不整合に対して、基準設定で対応した事実にも配慮し⁴、アジェンダ決定を最終化するか、基準設定プロジェクトとして進めるかの決定を IFRS-IC に委ねることとしました。

1 アジェンダ決定案の詳細は 2020 年 9 月の IFRIC-Update を参照。

2 IAS 第 16 号第 68 項及び第 69 項、IAS 第 38 号「無形資産」第 113 項及び第 114 項並びに IAS 第 40 号「投資不動産」第 67 項及び第 69 項

3 例えば、IFRS 第 9 号「金融商品」は、利息について実効金利法を用いて損益計上することを求めている一方で、IAS 第 23 号「借入コスト」は一定の要件を満たす利息費用の資産計上を求めていることが挙げられます。

2月のIFRS-IC会議での議論

アジェンダ決定の最終化を支持する委員からは、相互参照は便宜的なものであり、それが欠けていることを理由にIFRS第16号のSLB規定が適用できないと考えるべきではないという意見や、IFRS-ICは提出された質問に記載された事実関係に基づいて質問に答えるべきであるという意見が聞かれました。また、アジェンダ決定を最終化したうえで、基準開発プロジェクトを進めてはどうかという意見も聞かれました。しかし、IFRS基準における諸原則及び要求事項が本取引を処理するうえでの適切な基礎を提供しているからこそアジェンダ決定を最終化するのであり、アジェンダ決定を最終化しておきながら、同種の取引におけるIFRS第10号とIFRS第16号の関係性を明確にするための基準設定プロジェクトを進めるのは相互に矛盾します。この点は、リース料が変動するSLBとは状況が異なります⁵。

一方で、基準設定を支持する委員からは、IAS第16号をはじめとする他の基準に相互参照が付されていることとの不整合を指摘する意見や、同様の基準間の不整合に対する過去のIASBの対応との一貫性を重視する意見が多く聞かれました。また、本件は実務で見られるケースを簡素化したものであり、アジェンダ決定だけでは実用性に乏しいため、事実関係が変わった場合に結論に変更が生じるのかも含めて

検討し、基準設定プロジェクトとして進めるべきであるという意見も聞かれました。

様々な意見が聞かれましたが、投票の結果、9名のIFRS-IC委員の支持により、本件が基準設定プロジェクトに加えられることとなりました。なお、スタッフ・ペーパーではIFRS第10号にIFRS第16号への相互参照を付すという簡素な改訂を提案していましたが、今回の議論を踏まえると、より広範な検討が求められ、結果として複雑な改訂となる可能性もありそうです。

おわりに

本稿執筆時点で、2021年3月末までの私のIASBにおける任期も残り約1か月半となりました。IFRS-IC担当のスタッフが扱う一つ一つの論点は小さなものではありませんが、アジェンダ決定案やスタッフ・ペーパーへのご意見を聞きながら、会計基準設定主体としての考え方と自分の本心との間で葛藤する日々は、充実したものでした。任期後半はCovid-19の影響でIFRS財団も全面的に在宅勤務となり、IASB内外ともに会議やセミナーがすべてオンラインになるなど激動の1年でしたが、こうした変化も含めて貴重な経験をさせていただきました。4月からはEY新日本有限責任監査法人に戻りますが、今後も企業会計基準委員会(ASBJ)及びIASBにおける基準開発活動に何らかの形で貢献できる機会があれば幸いです。

4 2014年9月公表の「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)は、投資者が関連会社又は共同支配企業に子会社を拠出する際に認識する利得又は損失について、IFRS第10号(子会社の売却に係る利得又は損失を全額認識)とIAS第28号(利得又は損失の一部を認識)との間の不整合を解消するための改訂であり、本取引と同様の問題に対応するものでした。なお、当該改訂の適用は延期されたままとなっています。

5 2020年6月にアジェンダ決定が公表され、リース料が変動するSLB取引において、売手である借手がリースバックから生じる使用権資産をどのように測定し、利得又は損失の金額をどのように決定するかについて説明しています。これに関連して、IASBは現在、SLB取引に関する事後測定の規定を改訂するプロジェクトを進めていますが、前者が当初測定、後者が事後測定と取り扱う範囲が異なっています。